

令和8年度つなぐ・つながる協働促進マッチング事業 業務委託仕様書

1 目的

多様な主体の協働による社会貢献活動の活性化を図るため、地域コミュニティやNPO、企業等のマッチング及び持続的な協働の取組に向けた伴走支援を実施する。
また、企業における共生・協働活動への理解促進、参加意識の醸成を図る。

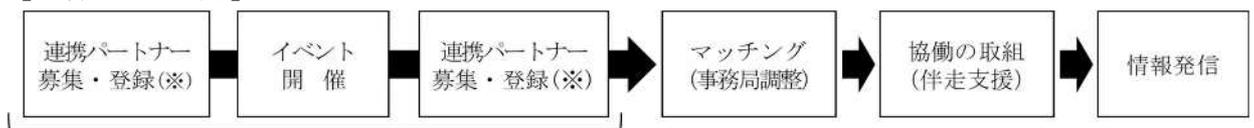
2 履行期限

令和9年3月18日（木）

3 委託業務の内容

- ※ 団体・企業等のマッチングによる協働の取組の創出に向けた効果的な運営を図るとともに、企業の参画を促進するための工夫を取り入れること。
- ※ 下記の(1)～(3)を業務内容とするが、実施方法（実施順序を含む）については、県と協議の上調整し決定すること。

【事業フロー例】



※シンポジウム開催前から募集・登録。
開催後は強化期間として実施。

(1) イベント（シンポジウム・交流会）の開催

多様な主体との連携や社会貢献活動への意識醸成を図るためのイベントを開催する。

① イベント（シンポジウム・交流会）の内容

【例】

- ・企業等による講演（先進的取組、連携の進め方等）
- ・協働事例の紹介
- ・連携希望プロジェクトのプレゼン
- ・マッチング交流会

② 開催地

鹿児島県内

③ 想定する参加者

- ・団体…地域コミュニティ、NPO法人、ボランティア団体 等
- ・企業等…株式会社、合同会社、大学等の教育機関 等

④ 参加者募集

マッチングに向けた効果的な機会となるよう、各種広報媒体等を活用したイベントの周知広報・参加呼びかけを行う。

※ 県ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供、市町村への周知は県が行う。

(2) 協働の取組の創出に向けたマッチング

① 連携を希望する団体・企業等の登録

- ・ 連携を希望する団体・企業等を募集し、連携パートナーとして登録（リスト化）する。
- ・ イベント（シンポジウム・交流会）に参加する団体・企業等のほか、連携パートナー候補となりうる団体・企業等の掘り起こしを行い、登録への働きかけを行う。

【例】

- ・ 登録された団体・企業等の情報（一覧や連携希望内容等）を随時県ホームページ等で公開
- ・ 連携を希望する団体・企業等の情報（一覧や連携希望内容等）を整理しマッチング（連携先の検討）に活用

② 団体・企業等のマッチング

- ・ (2)①において登録された団体・企業等のニーズや連携希望内容を分析し、マッチング候補の選定・提案を行う。
- ・ 団体・企業等へのヒアリングなど、マッチングに向けた調整・支援を行う。

③ 協働の取組の実践サポート

マッチング成立後、協働の取組実践に向けた伴走支援を行う。

【例】

- ・ 協働の取組実践に向けた連絡調整、打合せにおけるファシリテート
- ・ 協働の取組に関する助言・サポート、進捗状況確認
- ・ 協働に関する理解・連携スキル向上のための研修実施

(3) 情報発信

協働の取組の横展開を図るため、イベント（シンポジウム・交流会）の開催や創出された協働事例等について、広域かつ効果的に情報発信を行う。

【例】

- ・ SNSを活用した情報発信
- ・ 協働の取組事例レポートの作成・周知
- ・ 成果報告イベントの開催

※ 本業務における目標は、持続的な協働の取組の創出（創出された事例の新たな展開等を含む）5事例程度とする。

4 事業報告

(1) 事業実施状況報告書の作成・提出

令和8年11月末時点の委託業務の実施状況を事業実施状況報告書(様式第8号)にまとめた上で、必要書類（別途県と協議）を添付し、令和8年12月11日（金）までに電子データで県へ提出する。

(2) 成果報告書の作成・提出

上記3の取組や成果、課題等を報告書（様式任意）としてまとめ、業務委託の履行期限までに報告書及び電子データを県へ提出する（SNSを活用した情報発信等を行った場合は、そのデータも併せて提出すること）。

なお、成果報告書の内容は、事前に県と協議すること。

(3) 事業実績報告書の作成・提出

委託業務終了後は、業務委託の履行期限までに事業実績報告書（様式第9号）及

び収支決算書（様式第 10 号）を電子データで県へ提出する。

なお、作成した団体・企業等リスト（登録情報）等はデータで県へ引き継ぐものとし、著作物は県に帰属するものとする。

(4) 記録・報告等の使用

県に提出された各種記録・報告や写真のデータは、県のホームページや印刷物等で使用できるものとする。

5 受託者の義務

受託者は、本業務の執行にあたっては、関係法令、県関係規定等を遵守し、また、業務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

6 会計帳簿類の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む）は、本事業を完了した日の属する年度の翌年度（令和 9 年度）から 5 年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保管するものとする。

7 その他

業務執行に際し、この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が双方協議の上、決定するものとする。